

# 医療福祉建築賞 2023 募集要項

主催 一般社団法人日本医療福祉建築協会

後援 厚生労働省（予定）

一般社団法人日本医療福祉建築協会では、1991年に厚生省（当時）の後援を得て「病院建築賞」を創設し、1995年より名称を「医療福祉建築賞」と改めて、医療福祉建築の顕彰事業を実施しております。

賞は、近年竣工した医療・福祉施設及び保健施設のうち、応募のあったものの中から選ぶことになります。下記の要項に沿って、ふるってご応募くださるようご案内致します。

## 1. 趣旨

医療福祉建築賞は優れた医療福祉建築を顕彰し、それを広く世に知らせることによって、これら施設の質の向上をはかることを目的として定めるものである。

優れた医療福祉建築とは、建築として質が高いことに加えて、利用者ならびに職員にとって快適で使い勝手がよいことを条件とする。すなわち中身と器が調和し、いずれにおいても優れていることを意味するものとする。

## 2. 顕彰

「医療福祉建築賞」若干点に対して、賞状・賞牌・銘板が贈られる。また、企画、特定の部門計画、工事技術などが特に優れている応募案があった際には、選考委員会でその内容を検討し若干点に対して「医療福祉建築賞 準賞」として、賞状・賞牌が贈られる。

## 3. 対象

顕彰の対象となる施設は、2018年（平成30年）4月1日から2022年（令和4年）3月31日までの4年間に日本国内において新築、増改築または改修を行なった医療・福祉・保健施設ならびにその関連施設とする。

上記条件に合致する限りにおいて、前回に応募し選外となった作品の応募もさしつかえない。

なお、2020年の募集が中止されたことにより、応募対象となる期間を変更している（通常の3年間を医療福祉建築賞2020の中止に伴い、対象期間を1年延長）。

## 4. 応募資格

応募者は、当該施設の開設者または管理者、設計者のどちらでもよい。ただし、選考委員または委員の所属する組織が計画・設計・運営に関与している施設は応募できない（当該施設は委員の任期終了後に応募することができる）。

## 5. 選考のための提出資料

- (1) 所定の応募申込書ならびに建築概要書
- (2) 設計主旨
- (3) 図面 配置図・平面図・断面図など、大きさはA3判。
- (4) 写真 15葉程度とし、周辺環境がわかるものを含むこと。また、室内については家具・機器等が設置され

ていること。大きさは任意。

上記(1)～(4)をA3判クリアファイル1冊におさめて提出のこと。なお、それらを1つのファイルにまとめてPDF化しCD等に収めたデータを同時に提出のこと。保存時にデータサイズの縮小を心がけること。

ただし、本会会誌『医療福祉建築』に作品全体が紹介されたものについては、(2)～(4)の一部について当該誌の提出をもってこれに替えることができる。この場合でも『医療福祉建築』に掲載分も含めてデータを提出のこと。

## 6. 応募期日

2023年8月18日から同年8月31日まで。当日消印有効。

## 7. 提出先

一般社団法人 日本医療福祉建築協会

住所 〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館

電話 03-3453-9904 FAX 03-3453-7573

## 8. 応募料

応募者は1作品につき 66,000円（税込）を応募料として応募時に納入する。

## 9. 選考

選考は、以下の委員で構成される選考委員会によって「趣旨」に沿った判断にもとづいて行なう。なお、選考過程で必要に応じて現地調査を行なう。また、必要に応じて特別委員をおくことができる。

委員長 岡本 和彦（東洋大学 理工学部 教授）

委員 秋山 正子（認定NPO法人マギーズ東京 センター長）

委員 河合 慎介（京都府立大学 大学院生命環境科学研究所 教授）

委員 小松本 悟（足利赤十字病院 名誉院長）

委員 鳥山 亜紀（清水建設設計本部プリンシパル）

委員 南部谷 真（神経研究所附属清和病院 企画室長）

委員 山口健太郎（近畿大学 建築学部 教授）

## 10. 公表

選考の結果は2024年3月末日までに応募者に通知するとともに、別途本会会誌に公表する。

## 11. 提出資料の取扱い

応募のために提出した資料は返却する。また、本協会がこの事業の趣旨に則して提出資料を会誌に掲載、さらに図書の出版、または展示などのために用いる場合、受賞者は無償でその使用を認めることとする。なお、その際写真撮影者の記載を必要とする場合は、あらかじめ応募の際に明記する。

## 12. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する特記

- (1) 原則的には、コロナ禍での現地審査\*の実施を含めてご理解とご了解、ご協力をいただいた上で応募をお願いする。
- (2) 現地審査を行う際には、当該施設の新型コロナウイルス感染症予防対策に準拠するとともに、委員は万全の感染予防対策を講じたうえで訪問・実施する。
- (3) (当協会の判断による顕彰事業の中止) 全国的に感染が拡大する状況や、緊急事態宣言等発令により現地審査の実施ができないなど、審査に重大な影響を及ぼす事象が生じたと当協会が判断した場合、今年度の顕彰事業を中止とすることがある。この場合は応募料を返金するとともに、24年度に応募対象期間外であっても再度応募することができる。
- (4) (応募者の事情による選考辞退) 応募者の事情により現地審査が実施できない場合は、選考辞退として扱い選考対象から除外される。なお、この場合、応募料は返金しないが、24年度に応募対象期間外であっても再度応募することができる。
- (5) このほか突発的な事態が発生した際には、応募者と当協会とが個別に協議し判断する場合がある。

\*現地審査：書類選考を通過した作品に対して、10～1月にかけて行われるものです。

---

応募書類はwebでダウンロードできます。 <https://www.jiha.jp>

※本賞に関するお問合せはメールにてお受けします。E-mail:office(at)jiha.jp ※(at)は@に置き換え

---